



昨年7月に行われたごみ0作戦の様子(織笠地区)

7月3日に「ごみ0作戦」 環境美化活動にご協力を

町では、海や河川の環境を守る取り組みとして、今年も町内一斉清掃「ごみ0作戦」を行います。

▽日時 七月三日(土)
午前六時～七時

▽対象 一般町民
▽作業内容 護岸、臨港道路、防波堤、河川の周辺などの清掃活動
※清掃の指示は、各地区の自治

▽ごみなどの処理
・集めたごみは、それぞれ燃えるごみと燃えないごみに分別し、指定された集積場所に運んでください。
・ごみは一般廃棄物に限定して拾い、漁網や浮き玉などの産業廃棄物は収集しないでください。
・ごみの回収は、町や山田の海を守る会で行います。
▽問い合わせ 役場住民生活課 環境衛生担当(☎82-3111内線127)へどうぞ。

児童手当の現況届 30日までに忘れず提出を



提出は忘れずお早めに

町では、児童手当の現況届の受け付けをしています。現在児童手当を受給されている人は、役場から送付された現況届用紙に必要な事項を記入し、書類を添えて役場住民生活課か各支所に提出してください。現況届は、受給者の所得や子供の養育状況を確認するため提出してもらいもので、届け出がないと今月以降の手

当は支給されなくなります。また、まだ申請していない方や前年に所得制限のため手当が受けられなかった方は、新たに「児童手当認定請求書」の提出が必要です。
▽現況届に必要な添付書類
・厚生年金加入者 「健康保険被保険者証」の写し
・平成十六年一月二日以降に本町へ転入した人 前住所地発行「平成十六年度の児童手当用所得証明書」
▽提出期限 六月三十日
▽問い合わせ 役場住民生活課 住民記録担当(☎82-3111内線123)へどうぞ。

ごみ処理料が一部改正に

宮古地区広域行政組合では、ごみ処理の手数料額を改正し、7月1日から実施することになりました。

主な改正点は▶ごみ処理料の値上げ(家庭系一般廃棄物で総重量50kg以下の物を除く)▶事業系一般廃棄物の種類に缶、びん類を新設▶特定産業廃棄物の種類を限定し、排出できる事業者を制限する——などです。

なお、特定産業廃棄物の搬入の際は専用の指定袋に入れなければなりません。専用指定袋は町内の各廃棄物収集業者で販売しています。

▷問い合わせ 宮古広域行政組合(☎64-2011)へどうぞ。

◆ごみ処理手数料改正内容

(7月1日～)

排出区分	ごみの種類	現行	改正	搬入できる曜日
家庭系一般廃棄物	可燃、不燃	50kgまで 無料	変更なし	月～土
		50kg超10kgごと 30円	50kg超10kgごと 50円	
事業系一般廃棄物	可燃、不燃	10kgまで 30円	10kgまで 50円	月～土
		10kg超10kgごと 30円	10kg超10kgごと 50円	
※ペットボトルは可燃になります。	缶、びん類	〃	10kgまで 30円	木・金
		〃	10kg超10kgごと 30円	
特定産業廃棄物 ※前年度売上3,000万円以下の事業者に限ります。	焼却灰、廃プラスチック類など	10kgまで 200円 10kg超10kgごと200円	搬入できません。産業廃棄物として処理してください。	—
	魚箱発砲スチロール	〃	専用の指定袋1袋ごと60円	火・木

※事業系一般廃棄物で1日当たり100kgを超える場合と、特定産業廃棄物を搬入する場合には、事前に申請が必要です。

※特定産業廃棄物は前年度事業売上が3,000万円以下の事業者が対象です。3,000万円を超える事業者の場合は搬入できませんので、産業廃棄物として処分してください。